

公益財団法人岩手県南技術研究センター役員等の報酬規程

平成24年5月25日 規程第15号
改正

平成29年6月9日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県南技術研究センター（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、この法人の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給と額)

第2条 役員等の報酬の支給と額は別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等の報酬は、出席した理事会及び評議員会の開催日から起算して15日以内に支給する。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人岩手県南技術研究センターの設立の登記の日から施行する。

附 則（平成29年6月9日一部改正）

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別 表

(単位：円)

支給対象となる業務	報酬の額（1回あたり）
評議員会への出席	5,000
理事会への出席	5,000
監事の監査等	5,000